第

2339

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 7月 17日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 今会社設立に要した費用

**Q**:今年新しく事業を始め、会社を設立しました。設立及び開業に伴い、さまざまな費用が生じましたが、これらの費用の税務上の取扱いについて教えてください。

A: 設立前に支出した費用は創業費、設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出した費用は開業費となり、いずれも繰延資産として随時償却が認められています。

## 【解説】

創業費とは、発起人に支払う報酬、設立登記のために支出する登録免許税、定款等の作成費用、その他法人の設立のために支出する費用をいいます。また、開業費とは、法人の設立後営業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいい、広告宣伝費、接待費、旅費、調査費等が含まれます。支払利子、使用人給料、光熱費のような経常費的な性格を有する費用は含まれません。

これらは、いずれも繰延資産に該当し、法人税法上、随時償却が認められています。つまり、繰延資産の額(創業費の合計額や開業費の合計額)を限度として、会社が償却費として損金経理した金額を、その償却した事業年度の損金の額に算入することができるのです。

したがって、例えば思わぬ利益があがった 場合にはその全額を償却費として計上し、ま た逆に欠損が生じた場合には償却費の計上を 見合せるといった柔軟な対応をすることもで きます。







